**平成29年度農業園芸センター「みどりの杜」収穫まつり**

**出店を希望される方へ**

**下記事項をご一読のうえ、収穫まつりの運営にご協力いただきますようお願いいたします。**

**１　開催日時・場所について**

　　日時：平成29年11月11日（土）・12日（日）9：00～15：00

　　場所：農業園芸センター　みどりの杜

**２　出品物について**

(1)　米、野菜、花卉及び漬物等加工品は、**自分が生産したもの**若しくは地場農産物を**自分で加工したもの**とします。

(2)　山菜についても**自分で加工したもの**とさせていただきます。

(3)　野菜など、市場や他の店から仕入れたものの販売は収穫まつりの趣旨に沿いませんので、出店はご遠慮ください。

（4）飲食コーナーの販売出店は県内商業者の方（応募多数の場合は仙台市内の商業者を優先させて頂きます。）

**３　出店料及び区画と配置について**

（1）出店料は、区画Ａ（２間×１．５間）１日1,000円、または区画Ｂ（２間×３間）１日2,000円とします。また、移動販売車は区画Ｂと同様とします。

会場に限りがあるため、原則１店舗につき1区画までとします。２区画以上必要な場合はご相談ください。ご希望に添えない場合もありますが、その際はご容赦ください。

（2）テーブルとイスについては、区画Ａ（２間×１．５間）に対してテーブル1台・イス2脚、区画Ｂ（２間×３間）に対してテーブル2台・イス2脚があらかじめ付属します。移動販売車は区画Ｂと同様とします。それ以上の使用をご希望の場合はテーブル1台につき500円、イス1脚につき200円にて貸出いたします。自ら持ち込まれることも可能といたします。

(3)　出店配置は、収穫まつり実行委員会で行います。

**４　販売価格について**

　(1)　適正で市民が納得できる販売価格の設定にご協力ください。

　(2)　小売価格と同等の価格で販売する予定の方は、価格設定についてご自身で市民に対して説明できるようにしておいてください。

**５　出店申込書にかかる設備・備品の要望について**

必要備品については、テント、机、椅子、電気設備（コンセントが必要かどうか）に限らせていただきます。なお、電気が必要な出店者については、念のため延長コード（５ｍ位）をご持参ください。なお、電気の使用については販売場必要とする場合に限らせて頂きます。

火気を使用する場合、必要なコンロやガスボンベ等はご自身で用意していただきます。消火器は実行委員会で用意します。

**６　出店者ＰＲについて**

収穫まつりのチラシを作成し、事前に市民へ配布します。出店者の紹介や販売品目は農業園芸センター みどりの杜 農と触れ合う交流拠点のホームページへ事前に掲載し、当日は紹介パンフレットを配布する予定です。

また簡単な店舗の紹介については、ひとことＰＲとして店頭に掲示頂けるよう、事務局で専用の用紙を用意いたします。

詳細な店舗紹介や商品の説明等については、各自必要に応じてチラシ等をご用意のうえ、販売時に配布してください。

**７　表示及び営業許可等について**

(1)　販売品の表示について

①　農産物を販売する場合には、産地の表示が必要です。また、包装した加工品を販売する場合には、詳しい表示が必要です。

②　未検査米の販売については、表示の仕方に注意が必要です。

(2)　飲食コーナー等について

　　　飲食コーナーに係る飲食店の営業許可申請（検便等）については、出店者ごとに若林区保健福祉センター衛生課（若林区役所2階　282-1111内線6723）から許可を受けてください。

なお、許可証については、収穫まつり開催中テント等に掲示してください。

**８　その他**

1. 収穫まつりは、雨天の場合も実施しますが、荒天の場合は止むを得ず中止とする場合もございます。

(2)　会場や開催日の条件を考慮して販売品目の設定をしてください。

(3)　会場には無料駐車場がありますが、予めお渡しする駐車許可証の掲示をお願いします。

（4）両日の出店を原則とし、両日出店申込者を優先します。

　　1日のみの出店をご希望の場合はご相談ください。